

平成 23 年 12 月 6 日
大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室
室長 武田 康久
室長補佐 佐藤 直行
(担当・内線) 保健医療統計係 (7523)
(電話代表) 03 (5253) 1111
(直通電話) 03 (3595) 2958

平成 22 年 (2010)

医師・歯科医師・薬剤師調査の概況

目次

	頁
調査の概要	1
結果の概要	4
1 医師	
(1) 施設・業務の種別にみた医師数	5
(2) 医療施設(病院・診療所)に従事する医師数	
1) 施設の種別にみた医師数	6
2) 年齢階級・性別にみた医師数	6
3) 診療科名別にみた医師数	9
4) 都道府県(従業地)別にみた人口 10 万対医師数	13
5) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名別にみた医師数	15
2 歯科医師	
(1) 施設・業務の種別にみた歯科医師数	17
(2) 医療施設(病院・診療所)に従事する歯科医師数	
1) 施設の種別にみた歯科医師数	18
2) 年齢階級・性別にみた歯科医師数	18
3) 診療科名別にみた歯科医師数	21
4) 都道府県(従業地)別にみた人口 10 万対歯科医師数	22
3 薬剤師	
(1) 施設・業務の種別にみた薬剤師数	23
(2) 薬局・医療施設(病院・診療所)に従事する薬剤師数	
1) 施設の種別にみた薬剤師数	24
2) 年齢階級・性別にみた薬剤師数	25
3) 都道府県(従業地)別にみた人口 10 万対薬剤師数	26
統計表	27

平成 22 年医師・歯科医師・薬剤師調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/33-20.html>)

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とするものであり、昭和 57 年までは毎年、同年以降は 2 年ごとに実施している。

2 調査の期日

平成 22 年 12 月 31 日現在

3 調査の対象及び客体

日本国内に住所があつて、医師法第 6 条第 3 項により届け出た医師、歯科医師法第 6 条第 3 項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第 9 条により届け出た薬剤師の各届出票を調査の客体とした。

4 調査の事項

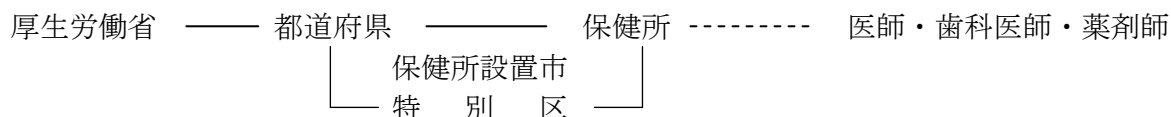
- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 住所 | (6) 主たる業務内容(薬剤師を除く) |
| (2) 性別 | (7) 従事先の所在地 |
| (3) 生年月日 | (8) 従事する診療科名(薬剤師を除く) |
| (4) 登録年月日 | (9) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名(医師のみ) |
| (5) 業務の種別 | 等 |

5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

届出義務者である医師、歯科医師及び薬剤師から提出された届出票を、保健所でとりまとめ厚生労働大臣に提出する。

(2) 調査の系統



6 結果の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

7 用語の説明

「病院」

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。

「医育機関」

学校教育法に基づく大学等において、医学又は歯学の教育を行う機関をいう。

「診療所」

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの、又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

「介護老人保健施設」

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

8 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目のあり得ない場合	・
比率等でまるめた結果が表章すべき最下位の桁の 1 に達しない場合	0.0
減少数または減少率を意味する場合	△

(2) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 人口 10 万対比率は、総務省統計局発表「平成 22 年国勢調査人口等基本集計」により算出した。

(4) 「広告可能な医師の専門性に関する資格名」は、「医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成 19 年厚生労働省告示第 108 号）第 1 条第 2 号に基づき広告することができる医師の専門性に関する資格名（同告示で定める基準を満たすものとして厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定する資格名）である。

(5) 本調査における診療科名は、医療法において広告が認められている診療科名である。

医療機関が標ぼうする診療科名については、従来、医療法施行令に具体的名称を限定列举して規定していたところであるが、平成 20 年 4 月 1 日から適切な医療機関の選択と受診を支援する観点から、身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔軟な方式に改められたところである。

(参照：平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331042 号医政局長通知「広告可能な診療科名の改正について」)

URL (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/dl/koukokukanou.pdf>)

この改正を受け、本調査では医師の診療科名について、平成 20 年から調査項目を変更し、本概況においては以下のとおり表章することとした。

平成20年・平成22年調査

01	内科
02	呼吸器内科
03	循環器内科
04	消化器内科(胃腸内科)
05	腎臓内科
06	神経内科
07	糖尿病内科(代謝内科)
08	血液内科
09	皮膚科
10	アレルギー科
11	リウマチ科
12	感染症内科
13	小児科
14	精神科
15	心療内科
16	外科
17	呼吸器外科
18	心臓血管外科
19	乳腺外科
20	気管食道外科
21	消化器外科(胃腸外科)
22	泌尿器科
23	肛門外科
24	脳神経外科
25	整形外科
26	形成外科
27	美容外科
28	眼科
29	耳鼻いんこう科
30	小児外科
31	産婦人科
32	産科
33	婦人科
34	リハビリテーション科
35	放射線科
36	麻酔科
37	病理診断科
38	臨床検査科
39	救急科
40	臨床研修医
41	全科
42	その他

<参考>

平成18年調査

01	内科
02	心療内科
03	呼吸器科
04	消化器科(胃腸科)
05	循環器科
06	アレルギー科
07	リウマチ科
08	小児科
09	精神科
10	神経科
11	神経内科
12	外科
13	整形外科
14	形成外科
15	美容外科
16	脳神経外科
17	呼吸器外科
18	心臓血管外科
19	小児外科
20	産婦人科
21	産科
22	婦人科
23	眼科
24	耳鼻いんこう科
25	気管食道科
26	皮膚科
27	泌尿器科
28	性病科
29	こう門科
30	リハビリテーション科
31	放射線科
32	麻酔科
33	病理
34	救命救急
35	研修医
36	全科
37	その他

なお、診療科別統計表については、上記標ぼう診療科名の改正や臨床研修医の把握（平成 18 年以降）が影響しているところもあると考えられることから、年次推移の単純比較は行わないこととし、参考表（参考 2, 3）とした。

(6) 今後、本概況の数値に変更等が生じた場合は、厚生労働省ホームページで更新し、正誤情報を掲載する。

URL (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/33-20.html>)

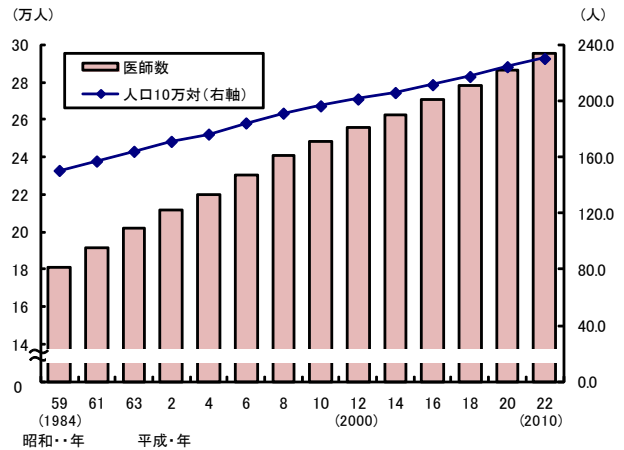
結 果 の 概 要

本調査は、平成 22 年 12 月 31 日現在における「医師・歯科医師・薬剤師」の全国の届出数 673,142 人（「医師」295,049 人、「歯科医師」101,576 人、「薬剤師」276,517 人）を各々とりまとめたものである。

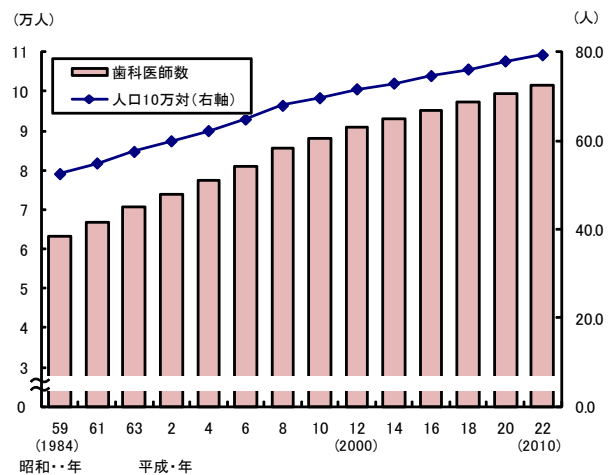
医師・歯科医師・薬剤師数の年次推移

各年 12 月 31 日現在

	医師数 (人)	増減率	人口 10万対 (人)
		(%)	
昭和 59 年 (1984)	181 101		150.6
61 ('86)	191 346	5.7	157.3
63 ('88)	201 658	5.4	164.2
平成 2 年 ('90)	211 797	5.0	171.3
4 ('92)	219 704	3.7	176.5
6 ('94)	230 519	4.9	184.4
8 ('96)	240 908	4.5	191.4
10 ('98)	248 611	3.2	196.6
12 (2000)	255 792	2.9	201.5
14 ('02)	262 687	2.7	206.1
16 ('04)	270 371	2.9	211.7
18 ('06)	277 927	2.8	217.5
20 ('08)	286 699	3.2	224.5
22 ('10)	295 049	2.9	230.4



	歯科医師数 (人)	増減率	人口 10万対 (人)
		(%)	
昭和 59 年 (1984)	63 145		52.5
61 ('86)	66 797	5.8	54.9
63 ('88)	70 572	5.7	57.5
平成 2 年 ('90)	74 028	4.9	59.9
4 ('92)	77 416	4.6	62.2
6 ('94)	81 055	4.7	64.8
8 ('96)	85 518	5.5	67.9
10 ('98)	88 061	3.0	69.6
12 (2000)	90 857	3.2	71.6
14 ('02)	92 874	2.2	72.9
16 ('04)	95 197	2.5	74.6
18 ('06)	97 198	2.1	76.1
20 ('08)	99 426	2.3	77.9
22 ('10)	101 576	2.2	79.3



	薬剤師数 (人)	増減率	人口 10万対 (人)
		(%)	
昭和 59 年 (1984)	129 700		107.9
61 ('86)	135 990	4.8	111.8
63 ('88)	143 429	5.5	116.8
平成 2 年 ('90)	150 627	5.0	121.9
4 ('92)	162 021	7.6	130.2
6 ('94)	176 871	9.2	141.5
8 ('96)	194 300	9.9	154.4
10 ('98)	205 953	6.0	162.8
12 (2000)	217 477	5.6	171.3
14 ('02)	229 744	5.6	180.3
16 ('04)	241 369	5.1	189.0
18 ('06)	252 533	4.6	197.6
20 ('08)	267 751	6.0	209.7
22 ('10)	276 517	3.3	215.9

